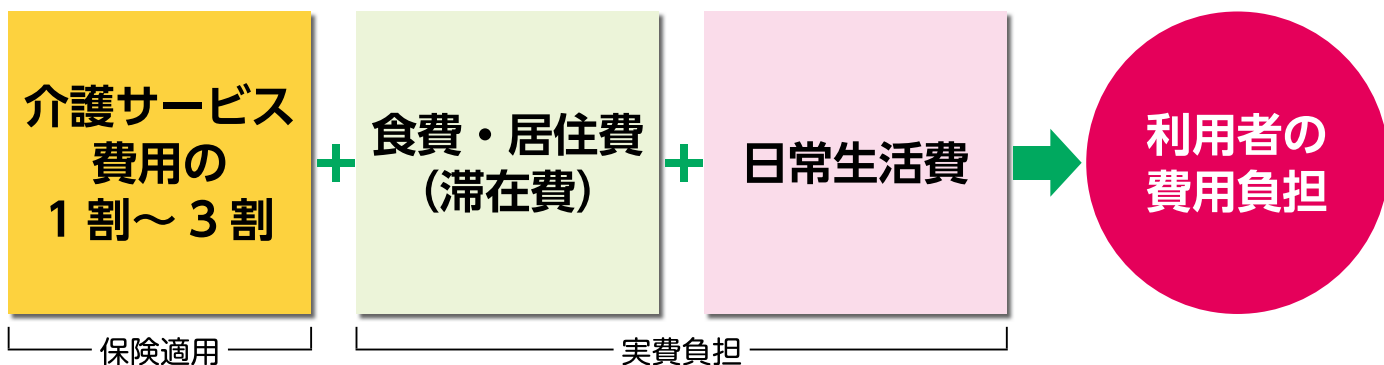


サービスの費用について

費用負担の基本



一定以上の所得者の負担割合について

一定以上の所得がある第1号被保険者(65歳以上の人)がサービスを利用したときは、利用者負担額が2割または3割になります。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人「年金収入+その他の合計所得金額」が、本人だけの場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人「年金収入+その他の合計所得金額」が、本人だけの場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 住民税非課税の人、生活保護の受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担です。

- ・その他の合計所得金額とは、合計所得金額(平成30年度税制改正による影響を調整した額)から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。
- ・要介護認定等を受けている人や事業対象者には、介護保険負担割合証を送付しています。ご自身の負担割合はそちらでご確認いただけます。

在宅でサービスを利用した場合の支給限度額

要介護状態区別に、保険対象となるサービスの上限(支給限度額)が決められています。

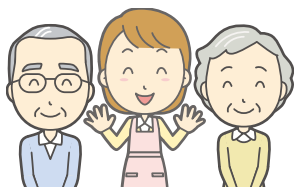
※実際の費用は

単位数 × 地域区分単価 (10円～10.21円)

で算定されます。

事業対象者とは…

基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人を「介護予防・生活支援サービス事業対象者(事業対象者)」といいます。



1か月の支給限度額※

要介護状態区分	1か月あたり利用できる単位数
事業対象者	5,032単位
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位